

# 第 7 回

## 鹿児島地区合併協議会

日 時 平成 15 年 8 月 29 日(金) 午後 2 時 30 分

場 所 かがしま市民福祉プラザ  
5 階大会議室

## 目 次

### 〔議 案〕

第21-2号議案	町名・字名の取扱いについて(第6回協議会提案：継続協議)・・・	P 1
第29号議案	上・下水道事業の取扱いについて(第5回協議会提案：継続協議)・・・	P 4
第34号議案	地域福祉事業の取扱いについて(第6回協議会提案：継続協議)・・・	P 5
第35号議案	介護保険事業の取扱いについて(第6回協議会提案：継続協議)・・・	P 6
第36号議案	児童福祉事業の取扱いについて(第6回協議会提案：継続協議)・・・	P 7
第37号議案	高齢者福祉事業の取扱いについて(第6回協議会提案：継続協議)・・・	P 8
第38号議案	障害者福祉事業の取扱いについて(第6回協議会提案：継続協議)・・・	P 9
第39号議案	生活保護事業等の取扱いについて(第6回協議会提案：継続協議)・・・	P10
第40号議案	健康づくり事業の取扱いについて(第6回協議会提案：継続協議)・・・	P11
第41号議案	保健衛生事業の取扱いについて(第6回協議会提案：継続協議)・・・	P12
第42号議案	交通関係事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
第43号議案	女性政策事業の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	P15
第44号議案	姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて・・・・・・・・	P16
第45号議案	広聴広報関係事業の取扱いについて・・・・・・・・	P17
第46号議案	防災・防犯関係事業の取扱いについて・・・・・・・・	P18
第47号議案	コミュニティ関係事業の取扱いについて・・・・・・・・	P19
第48号議案	住民サービス窓口業務の取扱いについて・・・・・・・・	P20

第21 - 2号議案（第6回協議会提案：継続協議）

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町（牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで）の区域及び名称は、現行どおりとする。
- 2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称については表示案に基づき、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

【5町の住所の表示案】

自治体名	現 行	合 併 後
吉 田 町	鹿児島郡吉田町牟礼岡一丁目 番 号	鹿児島市 <u>牟礼岡一丁目</u> 番 号
	鹿児島郡吉田町本城 番地	鹿児島市 <u>本城</u> 町 番地 鹿児島市 <u>吉田本城</u> 町 番地 〔 鹿児島市 <u>吉田本</u> 町 番地 鹿児島市 <u>いろは</u> 町 番地
桜 島 町	鹿児島郡桜島町藤野 番地	鹿児島市 <u>藤野</u> 町 番地 鹿児島市 <u>桜島藤野</u> 町 番地 〔 鹿児島市 <u>桜島東</u> 町 番地 鹿児島市 <u>いろは</u> 町 番地
	揖宿郡喜入町生見 番地	鹿児島市 <u>生見</u> 町 番地 鹿児島市 <u>喜入生見</u> 町 番地 〔 鹿児島市 <u>喜入西</u> 町 番地 鹿児島市 <u>いろは</u> 町 番地
松 元 町	日置郡松元町上谷口 番地	鹿児島市 <u>上谷口</u> 町 番地 鹿児島市 <u>松元上谷口</u> 町 番地 〔 鹿児島市 <u>松元南</u> 町 番地 鹿児島市 <u>いろは</u> 町 番地
	日置郡郡山町厚地 番地	鹿児島市 <u>厚地</u> 町 番地 鹿児島市 <u>郡山厚地</u> 町 番地 〔 鹿児島市 <u>郡山北</u> 町 番地 鹿児島市 <u>いろは</u> 町 番地

合併後の住所の表示について

- ..... 大字を町名とする。
- ..... 大字の前に「吉田」、「桜島」、「喜入」、「松元」又は「郡山」をそれぞれ付けた町名とする。
- ..... 新たな町名とする。

[ 参 考 ]

地方自治法（抜粋）

（市町村内の町又は字の区域）

第 2 6 0 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

## 第29号議案（第5回協議会提案：継続協議）

### 上・下水道事業の取扱いについて

上・下水道事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町で運営している簡易水道事業については、鹿児島市の上水道事業に統合するものとする。水道料金、給水負担金、審査手数料等は、鹿児島市の制度に統合し、鹿児島市にない制度は廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の属する年度に限り上水道事業と簡易水道事業を併存させ、水道料金、給水負担金、審査手数料等はそれぞれの制度とする。また、水道料金については、制度の統合により負担が増加する使用者に対し、合併が行われた日の属する年度の翌年度及びこれに続く2か年度に限り段階的調整を行う。
- 2 郡山町が実施している簡易水道組合等助成事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 喜入町で運営している工業用水道事業については、現行どおりとする。
- 4 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 5 吉田町地域下水処理事業については、現行どおりとする。

平成15年6月9日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第34号議案（第6回協議会提案：継続協議）

地域福祉事業の取扱いについて

地域福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 地域福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 地域福祉センター管理運営事業については、現行どおりとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第35号議案（第6回協議会提案：継続協議）

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

介護保険事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、第1号被保険者の保険料率等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎 義則



### 第36号議案（第6回協議会提案：継続協議）

#### 児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 児童福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 放課後児童健全育成事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 誕生祝金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。
- 4 すこやか子育て支援金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。
- 5 入学祝品支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の属する年度の翌年度に子が小学校に入学する者については現行どおりとする。
- 6 保育園児通園バス補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

### 第37号議案（第6回協議会提案：継続協議）

#### 高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 高齢者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 生きがい対応型デイサービス事業及びひとり暮らし高齢者等家事援助サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、利用できる者は合併が行われた日の属する年度の末日までにサービスを受けていた者とする。
- 3 高齢者に対する配食サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 4 優待入浴券交付事業等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。
- 5 敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、現行制度の見直しを行い、次回以降の協議会に諮るものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第38号議案（第6回協議会提案：継続協議）

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 障害者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 障害者に対する配食サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 身体障害者介護手当支給事業等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。
- 4 友愛特別乗車証交付事業については、現行制度の見直しを行い、次回以降の協議会に諮るものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

第39号議案（第6回協議会提案：継続協議）

生活保護事業等の取扱いについて

生活保護事業等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、社会福祉施設整備資金に係る利子補給事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

第40号議案（第6回協議会提案：継続協議）

健康づくり事業の取扱いについて

健康づくり事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

健康づくり事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎 義則

第41号議案（第6回協議会提案：継続協議）

保健衛生事業の取扱いについて

保健衛生事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

保健衛生事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

平成15年7月22日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

## 第42号議案

### 交通関係事業の取扱いについて

交通関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 コミュニティバスの運行事業については、現行どおりとする。
- 2 コミュニティー福祉号の運行事業については、運行形態の見直しを行い、代替手段により運行を行うこととする。
- 3 行政連絡船の運航事業については、現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。
- 4 自動車運送事業については、合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合するものとする。ただし、路線バスの普通料金は、現行どおりとする。
- 5 桜島町交通事業（フェリー事業）については、地方公営企業法の規定の全部適用により、運航するものとする。

平成15年8月29日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

[ 参 考 ]

### 桜島町営バス路線図（概要）



No.	運 行 区 間		
1	東白浜～福祉センター	①～A	.....
2	東白浜～桜島苑	②～A	.....
3	東白浜～桜島港	③～A	—————
4	桜島病院（赤水）～桜島港	③～④	.....



#### 第43号議案

##### 女性政策事業の取扱いについて

女性政策事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

女性政策事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

平成15年8月29日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎 義 則

## 第44号議案

### 姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いについて

姉妹都市等、国際・国内交流事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 国際交流員招致事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 青少年の海外派遣等事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 吉田町の全国吉田町交流及び喜入町の姉妹都市については、合併時までに交流先の意向等も踏まえ、交流の内容について協議するものとする。
- 4 桜島町の友好都市については、合併時までに相手方の意向等も踏まえ、その取扱いを決定するものとする。

平成15年8月29日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

## 第45号議案

広聴広報関係事業の取扱いについて

広聴広報関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

広聴広報関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

平成15年8月29日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

## 第46号議案

### 防災・防犯関係事業の取扱いについて

防災・防犯関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 防災行政無線については、合併時に引き継ぎ、運用するものとする。ただし、設置目的等を踏まえ、更新時に見直しを行うこととする。
- 2 交通災害共済事業については、合併時に鹿児島市の制度を適用するものとする。
- 3 防犯灯補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合するものとする。

平成15年8月29日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

## 第47号議案

### コミュニティ関係事業の取扱いについて

コミュニティ関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 町内会・自治公民館等の自治組織については、5町の自治公民館・集落を、合併時に鹿児島市の単位町内会と同一の組織として位置付けるものとする。
- 2 コミュニティ関係事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 行政連絡員制度については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の運営方法については、段階的調整を行うものとする。
- 4 自治組織への運営補助金については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の補助金の額については、段階的調整を行うものとする。

平成15年8月29日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

## 第48号議案

### 住民サービス窓口業務の取扱いについて

住民サービス窓口業務の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 住民基本台帳事務等の住民サービス窓口業務については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 ファクシミリ等による証明交付については、現行どおりとする。

平成15年8月29日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則